

消費生活 センターだより

発行 姫路市消費生活センター

- 電力・ガスの契約内容をよく確認しましょう
- 固定電話が使えなくなる？
IP網への移行に便乗した勧誘に注意
- 急増中！水回りの修理トラブル
- コロナ禍での消費に乘じた悪質商法に、ご注意ください
- 消費者保護と計量



「電力・ガスの契約内容をよく確認しましょう」 電力・ガス自由化をめぐるトラブル

「料金が安くなる」と勧誘を受け電気やガスの契約を切り替えた



姫路市消費生活センター
啓発キャラクター
いややっ娘

トラブル 事例

事業者が訪問し、「契約を変更すれば基本料金が安くなる」と言われた。資料に契約者として夫の氏名が印刷されていたため信用して、事業者に言われるがままに手続きを進めた。何という事業者と契約をしたのかも認識していなかった。具体的にいくら安くなるという説明はなく、クーリング・オフの説明もなかった。説明を受けたかどうかを確認するチェックシートは、事業者に言われるままに返事をしてしまい、最後に署名した。

後になってよく考えずに知らない事業者と契約してしまったことを後悔した。解約したい。



◆ 勧誘してきた会社と新たに契約する会社の社名や連絡先を確認しましょう。

電話や訪問販売で勧誘を受けた事業者は、代理店等で契約した事業者と違う場合があります。大手電力・ガス会社を名乗っていたとしても、勧誘してきた会社と新たに契約する会社の社名や問い合わせ先をしっかりと確認しましょう。



◆ 契約を変更してしまってもクーリング・オフ等ができる場合があります。

事業者から電話や訪問販売で勧誘を受け、電気やガスの切り替えを承諾した場合、法定の契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、原則としてクーリング・オフができます。事業者に言われるがまま契約してしまったとしても慌てずに対処しましょう。



「固定電話が使えなくなる？ IP網への移行に便乗した勧誘に注意」

相談 事例

大手電話会社の子会社を名乗る事業者から、「2022年以降アナログ回線が廃止される。今の電話が使えなくなるので光回線に切り替えないか」と電話がきた。不信に思い断ったが、この会社が言っていることは本当なのか。



NTT東日本とNTT西日本は、2024年以降、固定電話のIP網への移行に伴い電話会社内の設備の切り替えを予定しています。

この設備切り替えに便乗し、固定電話や固定電話の番号が使えなくなる、といった勧誘文句で営業する業者に注意しましょう。

IP網への移行後も現在使用中の電話機や電話番号はそのまま使うことができます。設備切り替えに伴う手続きや工事も不要です。よく分からなければその場で返事はせず、家族や消費生活センターに相談しましょう。

急増中!水回りの修理トラブル

トイレの詰まり修理費用として予想以上に高い料金を請求された

この工事だけでは、詰まりが取れないです。追加工事が必要です。

トラブル事例

深夜にトイレが詰まったので、インターネットで検索して「基本料金1000円～」という業者に修理を依頼した。やってきた作業員から「この工事だけでは、詰まりが取れない」などと、数万円かかる追加作業を次々と勧められ、「せっかく来てもらっているのだし」とお願いしたところ、作業が終わって、最終的に30万円請求された。修理代が高すぎる。



そんな時は

- 1 水道の水漏れやトイレの詰まりの際も、焦らずに止水できるよう、日頃から止水栓（バルブ）の位置を確認しておきましょう。



業者を呼ぶ前にラバーカップで試してみましょう

また、トイレの詰まりは、市販のラバーカップを使って、簡単に直せることもあるので、業者を呼ぶ前に試してみましょう。



- 2 まずは止水しておき、マグネット広告やネット広告の料金をうのみにせず、後で**複数の事業者から見積もりを取り**、周りの人にも相談して、サービス内容や料金を十分に検討しましょう！（見積もりは有料の場合もあるので事前に確認を！）



- 3 既に修理業者を呼んだ場合でも、料金やサービス内容に納得できない場合は、**きっぱりと契約を断りましょう。**



- 4 本市の指定業者を調べておくなど、事前に情報を集めておくことも大切です。本市の指定業者はホームページに掲載しています。



◆水漏れ等の問い合わせ先

姫路市水道局 079-221-2732
221-2727

夜間・休日受付窓口
平日8:35~17:20

◆下水道の詰まり等の問い合わせ先

姫路市下水道管理センター 079-234-3506
233-8111

夜間・休日受付窓口
平日8:35~17:20

コロナ禍での巣ごもり消費に乗じた悪質商法等に、くれぐれもご注意ください。



★行政機関等の“なりすまし”

新型コロナウイルスのワクチン接種に必要なだとして金銭をだまし取ろうとする「新型コロナウイルス詐欺」や、金融機関や大手企業を名乗り、メールで登録情報の変更を促して個人情報を聞きだそうとする「フィッシング詐欺」が発生しています。



電話・メールの差出人を十分確認しましょう。

★身に覚えのない商品の送り付け

身に覚えのないマスク等の商品が送り付けられるトラブルが発生しています。



慌てて事業者に連絡したりせず、使用せず、14日間保管すれば自由に処分できる場合もあります。



★インターネット通販トラブル

「インターネットで注文した商品が届かない」「お試しと思ったら定期購入だった」等のトラブルが発生しています。不正に個人情報を抜き取る悪質な偽ショッピングサイトもあります。



サイトのURLや規約等を十分確認しましょう。詐欺・模倣品サイトを見分けることは非常に困難なため、少しでも不安を感じた場合は購入をやめましょう。



★SNSを通じたもうけ話にご用心

「コロナの影響で収入が減ったので、副業を探し、情報商材を購入したがだまされた」といった相談があります。



副業サイトに掲載されていたり、友人等から紹介されたりしても、うまい話をうのみにせず、慎重に判断しましょう。勧められるままに多額の商品等を購入することは危険です。



インターネット通販 定期購入や返品ルールに注意

ポチっとする前に

トラブルに巻き込まれないようにもう一度確認してください!

通販申込前の確認ポイント

- 1回限りの購入? 継続的な購入?
- 継続的な購入の場合、回数は?
- 解約しないとずっと続く?
- 解約方法※1条件や返品方法・条件は?
※1 通信販売にはクーリング・オフはありません。解約できる期間・期限を確認しましょう。
- 継続的な購入の場合、総額や規約で定める一定期間での支払額は?
- 支払時期や引渡時期は?※2

大丈夫かな? もう一回確認しよっと



※2 継続的な購入の場合、2回目以降の商品は、前回の商品が届いてから何日後に届くか、後払いの場合、商品が届いてから何日以内に支払うのかを確認しましょう。

「消費者保護と計量」

身近なところで使用されている計量器が「正確かな」と疑問に思ったことはないですか。ガソリンスタンドの給油器や、惣菜や肉の計り売りに使用しているはかりなどが、店の都合の良いように調整されていたら消費者が損をしてしまいます。しかし、私達はこれらの計量器が正確か調べることができません。

消費者基本法第13条に、「国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする」と規定されており消費者保護がはかられています。都道府県や市町村でも、各自治体が消費生活条例を定め、計量の適正化について同様に規定しています。このため各自治体の消費生活部門の業務には計量を加えられていて、姫路市消費生活センターにも「計量」という業務があります。



このはかりは
店都合で調整
されていないのかな？



「はかりの定期検査とは？」

計量業務のひとつ「定期検査」についてご紹介します。計量法によって、取引・証明に使用する検定証印付きのはかりは2年に1度、定期的に検査を受ける必要があります。はかりの誤差が決められた範囲内かどうか検査し、合格すると「定期検査済証」が貼られ、以降2年間は取引や証明に使用できるようになります。

姫路市消費生活センターでは、消費者が不利益をこうむらないようこの「定期検査」を行っています。



消費生活センターからのお知らせ

姫路市消費生活センターでは、市民からの消費生活に関するご相談を電話または来所でお受けし、その問題解決に向けて情報提供やアドバイスを行っています。相談は契約書などを確認したり、契約時にどのようなやりとりがあったかなどの詳しい話をお聞きしながら対応しますので、メールでの相談は受け付けておりません。平日は仕事があるので相談できないという場合は、下記の相談窓口をご利用ください。



消費者
ホット
ライン

いやや
☎188 ※年末年始は除く

平日 最寄りの消費生活センターの相談窓口につながります

土・日・祝日 国民生活センターにつながります(10:00~16:00)

アナウンスに従って操作してください。IP電話など、一部の電話からはつながりません。詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。

⑨土日祝日の相談窓口は緊急避難的な助言を主に行っており、原則、即日回答のみとなります。

相談専用電話
(079)221-2110

※姫路市に在住、在勤の方に限ります。
事業者からの相談は受け付けていません。

◆◆消費生活上のご相談、お問い合わせは◆◆

姫路市消費生活センター

姫路市安田四丁目1番地(姫路市役所1階)

※メールでの相談は受け付けていません

受付時間:月曜日~金曜日 9時~17時

姫路市消費生活センター



検索